

岐阜県ヤングクラブバレーボール連盟 登録規則

(目的)

第1条 本規則(略称を「登録規則」という)は、岐阜県ヤングクラブバレーボール連盟(以下、「本連盟」という)におけるチームの加盟に関する条件及び手続、並びにチーム、チームスタッフ、及び選手の登録等に関する手続きを定める。

(チームカテゴリー)

第2条 本連盟のU14とU19に以下のカテゴリーを置く。

- (1) 強化型 全国ヤングクラブバレーボール大会 岐阜県予選会に出場を希望する男子チーム及び女子チーム
- (2) 普及型 全国ヤングクラブバレーボール大会岐阜県予選会に出場を希望しない男子チーム及び女子チーム

(加盟を認めるチームの条件)

第3条 本連盟の登録を認めるチームの条件は、次のとおりとする。

- (1) JVAにチーム登録し、日本ヤングクラブバレーボール連盟に個人登録された14歳までの(U-14の場合)あるいは19歳までの(U-19の場合)男子のみ又は女子のみで構成された男子又は女子チームであること。
- (2) チームの代表者は成人であって、JVAのMRSにチーム代表者として有効に登録されていること。
- (3) 監督、コーチは(公財)日本スポーツ協会の公認バレーボール指導者資格を有し、日本スポーツ協会に有効に登録されているとともに、JVAのMRSにおいて、チームスタッフとして有効に登録されていること。
チーム登録時に、チーム審判委員(審判に関わるチーム代表者)を登録する。チーム審判委員は、帯同審判員が望ましい。
- (4) 本連盟の趣旨、目的、規約、規則及び細則を十分に理解し、本連盟の運営に協力できるチームであること。
- (5) 同一中学校のチームでないこと(なお、実質的にこれに準じると判断される場合を含む)。
- (6) チームの構成員(チームスタッフ及び選手)は、原則として岐阜県内に在学・在住・在勤する者であること。
但し、個別事情により特別な配慮が必要な場合は、役員会にて判断する。
- (7) 当連盟のチームにおいて選手の二重登録は認めない。強化型と普及型の選手に於いても同じである。

(強化型に加盟を希望するチームに対する審査等)

第4条 本連盟への強化型のチーム加盟の手続は、次のとおりとする。

- (1) 加盟を希望するチームは、連盟への加盟申込書とともに事務局が指示する書類(活動実績報告書等)を提出する。
 - (2) 加盟申請後、当該チームの活動状況調査を行い、理事会で仮登録の可否を判断する。
 - (3) 仮登録が認められたチームは、準加盟団体として連盟での活動を行う。
 - (4) 準加盟団体が、本登録を希望する場合、本登録申請とともに事務局が指示する書類(活動実績報告書等)を提出し、仮登録後の連盟その他における活動状況、連盟の規約等の遵守状況等を調査し、理事会で本登録の可否を判断する。
 - (5) 前号の審査の結果、理事会で本登録を承認されたチームは、当連盟の正式な加盟団体となる。
- 2 前項(2)及び(4)に定める対象チームの活動調査の期間は、それぞれ原則1年間を対象期間とする。
- 3 第1項の事務局が指示する書類、活動状況調査の方法等は、細則又は役員会で定める。

(普及型に加盟を希望するチームに対する審査等)

第4条の2 本連盟への普及型のチーム加盟の手続は、次のとおりとする。

- (1) 細則第8条3の手続きをする。
- (2) 役員会で承認、理事に報告をする。

(強化型 仮登録期間中のチームの活動について)

第5条 仮登録が認められたチームの連盟における活動は、仮登録の前提とする内容を遵守することとし、その具体的な内容は細則で定める。

(強化型 登録チームの年度更新と資格喪失の場合)

第6条 チーム(仮登録チームを含む)は、毎年度、第1回理事会もしくは毎年5月末のいずれか早い日までに、本連盟への所属更新申請手続きを完了し、登録料を支払う。

- 2 新規に仮登録が認められたチームは、承認された日が、年度の6月末までの場合は、当該年度の7月末までに、以後は、仮登録が承認された月の翌月末までに本連盟への登録手続きを行う。ただし、当連盟の大会に参加する場合には、当該大会の大会要項に定める期間までに登録を終了しなければならない。
- 3 加盟団体又は準加盟団体が、前項の期日までに継続加盟の申請または登録料の支払いを怠った場合(但し、やむを得ない事情があった場合を除く)、当該団体は、当連盟からの何らの通知を要することなく当然に登録資格を喪失する。
- 4 加盟団体及び準加盟団体が、前項に基づき登録資格を喪失した場合、当該団体は、あらかじめ登録申請を行うことができるが、この場合の加盟手続きは、新規の加盟申請の手続きに基づいて行う。

(※) 本登録であった加盟団体が登録資格を失った場合、あらかじめ仮登録の申請から承認を経て、再度、本登録に至る手続きを経ることになる。

(チームスタッフ及び選手の登録)

第7条 チーム(仮登録中のチームを含む)は、チームスタッフ及び選手について、JVAのMRSを用いて、次のとおり登録手続きを行う。

- (1) チームは、所属するチームスタッフ及び選手を、毎年度5月末までに登録する。
- (2) チームスタッフ又は選手が、5月1日以降チームに所属した場合は、所属した日の翌日から30日以内に登録する。
- 2 初めて仮登録が承認されたチームは、JVAのMRSにチーム登録した日の翌日から30日以内に、所属するチームスタッフ及び選手を登録する。ただし、最初のチーム登録後に所属することになったチームスタッフ及び選手については、所属した日の翌日から30日以内に登録する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、連盟が主催する大会について、当該大会の大会要項で、大会に参加するチームスタッフ又は選手のMRS登録に関する期間を設けた場合、当該設定された期間が、(1)または(2)で定めた期間よりも短い場合でも、大会要項に定めた登録期間が優先し、当該期間までに登録をしていないチームスタッフ又は選手は、大会に参加することが認められない。
- 4 本条に定めたもの以外の登録に関する手続きは、細則又は役員会で定める。

(加入団体の処分等)

第8条 登録に関する違反をした場合は、本連盟の定める「細則第14条」により処分されるものとする。処分内容に関しては資格等審査委員会で審議し、役員会で決定する。

附 則 (令和4年 6月11日制定)

この規則は、令和4年 6月11日から施行する。

附 則 (令和6年 3月10日改正)

この改正規定は、令和6年 3月10日から施行する。